

4)

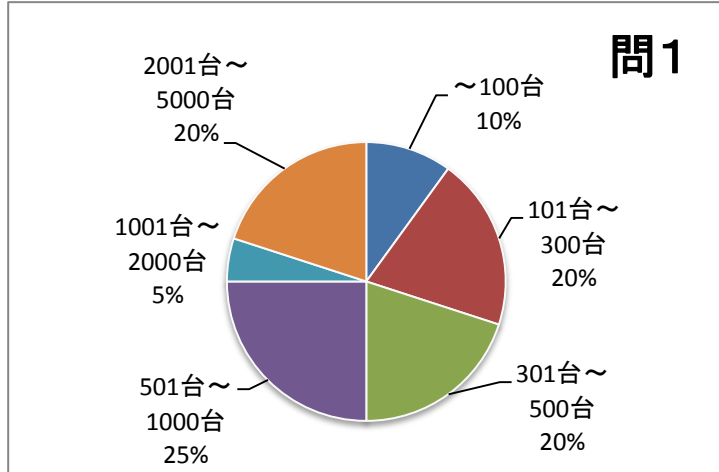
障がい者等専用駐車スペースに関する調査（商業施設）

北のユニバーサルデザイン協議会

4) 商業施設

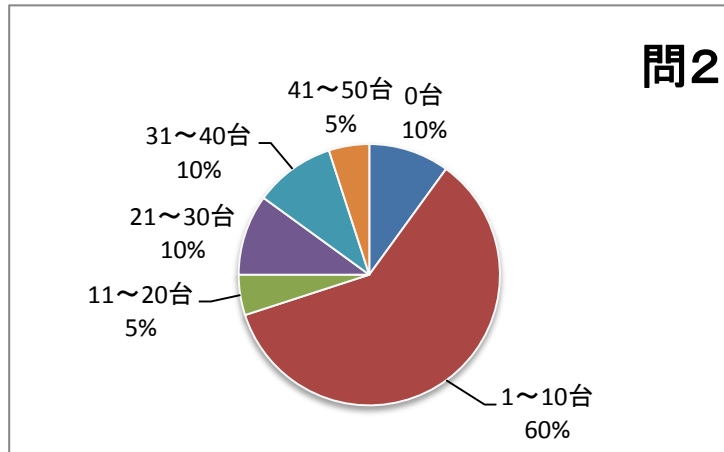
問1) 駐車場における駐車可能台数(障がい者等専用駐車スペース含む)は何台ですか。(概数で可)

| | |
|-------------|----|
| ～100台 | 2 |
| 101台～300台 | 4 |
| 301台～500台 | 4 |
| 501台～1000台 | 5 |
| 1001台～2000台 | 1 |
| 2001台～5000台 | 4 |
| | 20 |



問2) 障がい者等専用駐車スペースの駐車可能台数は何台ですか。

| | |
|--------|----|
| 0台 | 2 |
| 1～10台 | 12 |
| 11～20台 | 1 |
| 21～30台 | 2 |
| 31～40台 | 2 |
| 41～50台 | 1 |



| | 回答者数 | 基準数充足 | 基準数未充足 |
|------|------|-------|--------|
| 全体 | 20 | 7 | 13 |
| % | | 35% | 65% |
| 札幌市内 | 6 | 2 | 4 |
| % | | 33% | 66% |
| それ以外 | 14 | 5 | 9 |
| % | | 35% | 64% |

4)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（商業施設）

北のユニバーサルデザイン協議会

問3) 障がい者等専用駐車スペースは必要だと思いますか。

| | |
|----------|----|
| 1. 必要ない | 0 |
| 2. 必要である | 18 |
| 3. わからない | 2 |

<その理由>

一般の駐車場では、車いすに乗り降りのスペースが確保されておらない為。

障害者の方の利便性を高めるため

必要とする人がいるから

お客様へのサービスと企業の社会貢献として

障害者様もお客様であるとの観点から

交通量も多いのでないと危険

幅広い客層にご利用いただくため

お客さま利便性のため

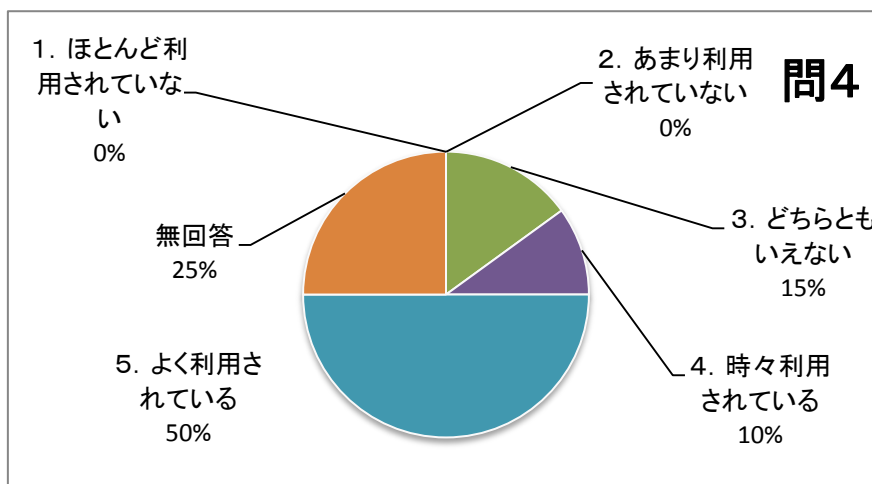
館内と駐車場の距離

障害者等の方が安全安心して又快適に来店されるためには必要

通常一台スペースでは幅が狭いため

問4) 障がい者等専用駐車スペースの利用状況についてお答えください。(1つに○)

| | |
|-----------------|----|
| 1. ほとんど利用されていない | 0 |
| 2. あまり利用されていない | 0 |
| 3. どちらともいえない | 3 |
| 4. 時々利用されている | 2 |
| 5. よく利用されている | 10 |
| 無回答 | 5 |



4)

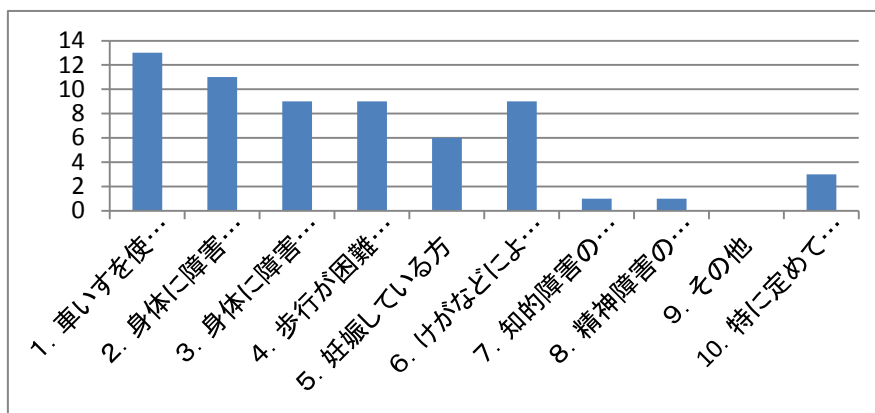
障がい者等専用駐車スペースに関する調査（商業施設）

北のユニバーサルデザイン協議会

問5) 貴施設における障がい者等専用駐車スペースの利用者の対象範囲をどのように定めていますか。

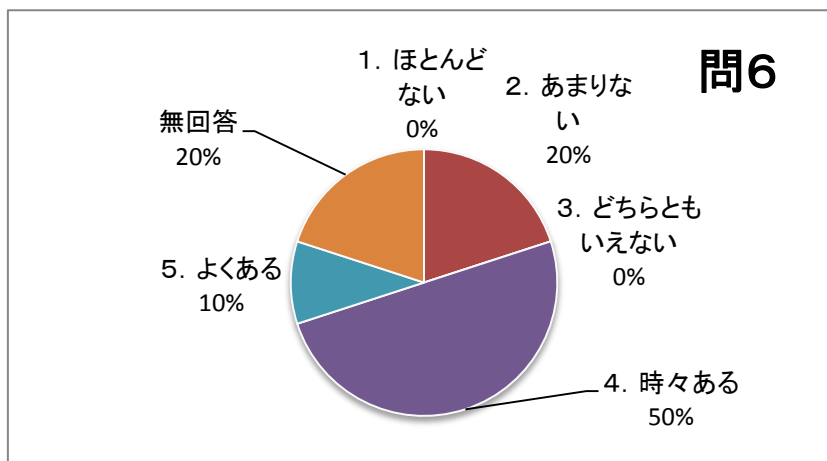
(複数に○可)

| | | |
|--------------------------------|----|-----|
| 1. 車いすを使用している方 | 13 | 65% |
| 2. 身体に障害のある方(車いすを使用していないが歩行困難) | 11 | 55% |
| 3. 身体に障害のある方(車いす使用者及び下肢障害以外) | 9 | 45% |
| 4. 歩行が困難な高齢者の方 | 9 | 45% |
| 5. 妊娠している方 | 6 | 30% |
| 6. けがなどにより一時的に歩行困難となった方 | 9 | 45% |
| 7. 知的障害のある方 | 1 | 5% |
| 8. 精神障害のある方 | 1 | 5% |
| 9. その他 | 0 | 0% |
| 10. 特に定めていない | 3 | 15% |



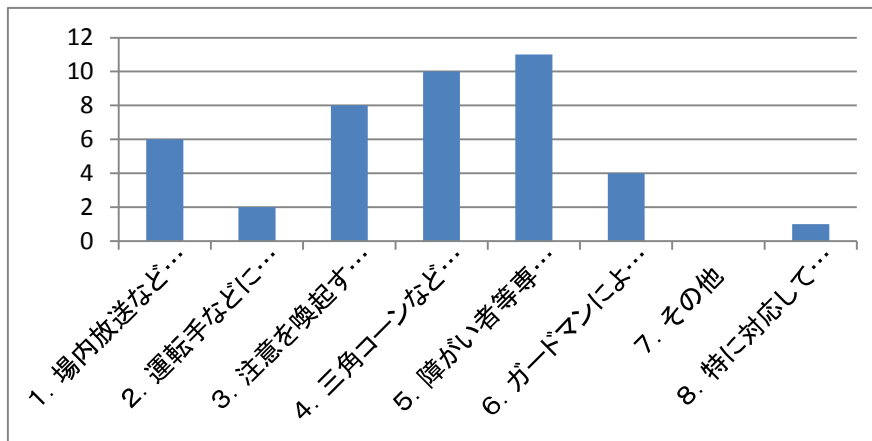
問6) 障がい者等専用駐車スペースの不適切な利用の状況について、お答えください。(1つに○)

| | |
|--------------|----|
| 1. ほとんどない | 0 |
| 2. あまりない | 4 |
| 3. どちらともいえない | 0 |
| 4. 時々ある | 10 |
| 5. よくある | 2 |
| 無回答 | 4 |



問 7) 障害のない方による駐車など、障害者スペースの不適切な利用に対し、どのような対応をされていますか。（複数に○可）

| | | |
|---------------------------|----|-----|
| 1. 場内放送などによる間接的な呼びかけ、移動依頼 | 6 | 30% |
| 2. 運転手などに対する直接的な移動の依頼 | 2 | 10% |
| 3. 注意を喚起するためのポスター、看板などの設置 | 8 | 40% |
| 4. 三角コーンなどの設置 | 10 | 50% |
| 5. 障がい者等専用駐車スペースの路面に目立つ塗色 | 11 | 55% |
| 6. ガードマンによる巡回 | 4 | 20% |
| 7. その他 | 0 | 0% |
| 8. 特に対応していない | 1 | 5% |



問 8) 不適切な利用をなくすために、どのような取り組みが必要だと思いますか。（複数に○可）

| | | |
|---|----|-----|
| 1. マナー向上のための啓発(PR)活動を積極的に実施するべきである | 11 | 55% |
| 2. 駐車場を設置している事業者(スーパーや役場など)の対応を強めるべきである | 2 | 10% |
| 3. 行政が利用許可証を発行し駐車可能な方を明確にすべきである | 6 | 30% |
| 4. 障がい者等専用駐車スペースへの駐車に、駐車禁止除外指定者標章を活用する | 4 | 20% |
| 5. その他 | 3 | 15% |
| 6. 特に取り組みは必要ないと思う | 0 | 0% |
| 7. わからない | 0 | 0% |

<5. その他記述>

- ・不適切な利用者に対する行政処分の実施。
- ・個々の取り組みだけでは難しいと思う。社会全体の意識やモラルが薄いと感じる。行政や団体等大きな形での活動が必要と思う。
- ・問7の現行程度

問 9) 仮に、行政において障がい者等専用駐車スペースに関する啓発事業を行った場合、貴社(施設)において協力(イベント実施場所の提供、ポスター掲示、チラシ配布等)をいただけますか。

| | |
|-----------------|----|
| 1. 協力できる | 9 |
| 2. 内容によっては協力できる | 10 |
| 3. 協力できない | 1 |

<協力できる内容>

ポスター、チラシはOK

ポスター掲示、チラシ配布等

大きなスペースはスケジュール化されておりポスター、チラシ配布は可能

ポスター掲示(期間を決める等して)

本業に多大な影響を与えない範囲であれば

ポスター掲示

イベント、ポスターについては空きがある場合は可能

問 10)障がい者等専用駐車スペース及び障がい者用駐車施設利用証制度に関する要望や意見等があれば、ご記入ください。

心ないドライバーは論外ですけど、障害者にも多少マナーの悪い方もいます。商業施設の玄関の真ん中に車を止めて乗り降りする方も見られます。施設側にも障害者に一番近いスペースに駐車場を作っていますが、お客様が多く来店されると心ないドライバーが障害者のペースへ平気で駐車しています。残念なことです。(商業施設も看板、コーン、ポスターなどしてますが。)

車いすを使用されている方が安心・安全に車から乗降されるように、通常より広いスペースを確保した(車いす専用駐車場)を設けています。しかし、それ以外にもお体に障害のある方、高齢者の方、妊婦の方など、車の乗降の際にご不便を感じているお客様がいらっしゃることも承知しており、そのような場合は、当該駐車場を使用いただいております。車いす使用の方から一般の方が使っていて、駐車できないと苦情をいただくこともあります。様々な見解があり、苦慮するところです。行政で、マナー向上のポスターやちらしを政策いただければ、助かります。

企業として、やらなければいけない事項の一つではあるが、商業施設では、店内のバリアフリー(トイレ、階段、通路)を改善する費用がかかりすぎるのも問題です。やりたいことは多数ありますが、現状、費用ももちろんどこから手をつけるか優先順位をつけるのも大変な状況です。

障害者で、専用駐車スペース利用のお客様で、先に利用者がいたりすると怒ったりする人や、障害者じゃない人が使っているとクレームを言ってくる人もいます。

一般車のマナー不足は、多いに問題であるが、障害者専用駐車場利用者側も、周囲車輪への注意力不足などが目立つケースが多いため、双方のマナーが重要と言える。

行政補助事業によるゲートつけた専用スペース作り ご利用の方にリモコンキーを配布しその方のみが利用できる施設を作っていく(SC) 他県で去年実施されている専用ステッカー等の交付による利用者及び一般市民への啓蒙活動への推進。要は行政によるPR活動(民間も当然協力します)(店長)